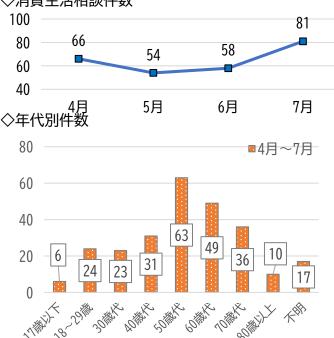


中区 消費生活相談情報 < 速報値>



◇消費生活相談件数



令和6年度累計 259

◇主な契約のきっかけ別件数

	4月~7月
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの 勧誘等をするもの。	29
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品 を購入する契約。	30
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って 商品やサービス等を契約させる商法。	3
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。	17

◇商品・役務別ランキング(令和6年4月~7月受付分)

1位	商品一般	23	クレジットカードの利用明細に身に覚えのない請求が含まれていた。カードが不正利用され	
			たようなので返金してほしい。	
)	2件 不動产学供	21	新築の賃貸マンションに入居後、2年で退去した。後日高額な修繕費用やクリーニング代を	
2位			不動産貸借	請求された。普通に使っていたのに納得できない。
1	3/上 /小翌5 スの/4+4	勿努スの処井 ビフ	1/	スマホに「ウイルス感染」と警告画面が表示され、驚いて同意ボタンを押してしまった。個人
3位		役務その他サービス	16	情報の漏えいが心配だ。
				The transfer of the Later of th
2/4	化粧品	1161	インターネット通販で、お試しのつもりで美容液を注文したら定期コースだった。事業者に解	
3位			約の電話をかけているがつながらない。	
1				ディン・田田 になる くくのな フタス つめくら

◇相談事例



~給湯器の点検商法に注意~



「給湯器の無料点検をする」と言って、突然自宅に来訪した事業者に点検を依頼した。 点検後に「すぐに交換しないと危険だ」と言われ、不安になり50万円の給湯器交換工事の 契約をしてしまったが、高額であり不審なので解約したい。 (70歳代 男性)

突然訪問して給湯器の無料点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多く見られます。中には「**自治体から委託を受けた」、「契約中のガス会社から依頼された**」などと身分を偽るケースもみられます。

- ●訪問販売事業者は勧誘に先立って、**①事業者名、②契約の勧誘が目的であること、③勧誘** しようとする商品等の種類を明らかにする義務があります。無料点検と言われても安易に 点検させず、ガス会社等に確認しましょう。
- ●点検後に購入を勧められても、**その場で契約しない**ようにしましょう。 もし、訪問販売で契約をしてしまっても、契約書面を受け 取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- ●購入する場合は、複数社から**見積りを取る**ようにしましょう。



国民生活センター

給湯器の点検にご注意ください



消費生活相談情報<速報値> ~令和6年9月



4月~7月

◇消費生活相談件数



令和6年度累計 5,472

◇年代別件数

1,000 ■4月~7月 800 600 940 400 740 735 651 632 606 558 536 200

	[[[[
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。	557
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。	428
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言っ て商品やサービス等を契約させる商法。	242
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするも の。	439

年代到上位5位

◇商品・役務別件数 年代別上位5位								
順位	17歳以下	18~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インター ネットゲー ム	不動産貸借	不動産貸借	不動産貸借	商品一般	化粧品	商品一般	工事・建築
	30	64	53	53	71	66	74	56
2位	商品一般	エステサービ ス/役務その 他サービス	役務その他 サービス	商品一般	不動産貸借	商品一般	工事・建築	商品一般
	4	37	29	38	57	55	55	49
3位	アダルト情 報	医療サービ ス	商品一般	化粧品	役務その他 サービス	役務その他 サービス	健康食品	役務その他 サービス
	4	25	28	27	48	47	48	47
4位	他のシャツ/他の教養娯楽等情報配信 サービス/化粧品	修理サービ ス	医療サービ ス	役務その他 サービス	健康食品	工事・建築	役務その他 サービス/ 化粧品	健康食品
	3	23	22	24	47	46	47	30
5位	教養娯楽品その他/ 役務一般/コンサート	商品一般	修理サービ ス	修理サービ ス	化粧品	健康食品	不動産貸借	新聞/化粧品
	2	21	17	22	45	41	18	24



発行元:横浜市消費生活総合センター

045-845-6666 電話相談受付

平日 9時から18時 土曜・日曜 9時から16時45分

